

## 藤枝市朝比奈玉露後継者育成支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、朝比奈玉露の栽培・生産技術を後世に承継するために、朝比奈玉露の栽培・生産技術等の研修（以下「育成研修」という。）を実施する先進生産者及びその研修生に対し、予算の範囲内において藤枝市朝比奈玉露後継者育成支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 朝比奈玉露 市内岡部町朝比奈地域で間接被覆及び自然仕立ての新芽を手摘みによる伝統的な栽培方法で生産する玉露をいう。
- (2) 先進生産者 朝比奈玉露の栽培・生産に30年以上の経験がある生産者（市内に住所を有する者に限る。）をいう。
- (3) 研修生 育成研修に参加する者をいう。

(支援金の交付対象者)

第3条 支援金の交付を受けることができる者は、育成研修を実施する先進生産者及び研修生のうち、別表に定める要件を満たす者（以下「交付対象者」という。）とする。

(支援金の金額及び交付回数等)

第4条 支援金の金額は、別表のとおりとする。

2 この要綱による支援金の交付回数は、1年度につき1回限りとし、研修生においては、通算して4回を限度とする。

(交付対象期間)

第5条 支援金の交付の対象となる育成研修の期間は、交付対象者が実施又は参加した育成研修が最初に実施された月から起算して3か年を限度とする。

(交付の申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請する年度において、最初の育成研修を実施又は参加する前までに支援金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 研修実施計画書（第2号様式）
- (2) 事業実施場所の位置図（先進生産者に限る。）
- (3) 誓約書（第3号様式。研修生に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 概算払の承認を得ようとする場合には、交付申請の際併せて申請しなければならない。

（交付決定）

第7条 市長は、支援金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、支援金の交付を決定したときは、支援金交付決定通知書（第4号様式）により通知する。

（変更承認）

第8条 申請者が、第6条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、変更承認申請書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更研修実施計画書（第2号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申請があった場合は、内容を審査し、変更を承認するときは、変更承認通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 第7条の規定による支援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、支援金の交付の決定のあった日の属する年度の最後の育成研修が終了した日から起算して30日を経過した日又は支援金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 研修実施報告書（第8号様式）
- (2) 写真帳（実施状況がわかるもの。先進生産者に限る）
- (3) 研修参加確認書（第9号様式。研修生に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(支援金額の確定)

第10条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告が支援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、必要に応じ現地調査し、適合すると認めるときは、交付すべき支援金の額を確定し、支援金交付確定通知書（第10号様式）により通知する。

(支援金の請求)

第11条 交付決定者は、前条の通知を受領した日から起算して14日を経過した日までに請求書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長が、概算払の承認をした場合には、概算払請求書（第11号様式）に次に掲げる書類を添えて支援金の交付を請求することができる。

- (1) 研修実施報告書（第8号様式）
- (2) 写真帳（実施状況がわかるもの。先進生産者に限る。）
- (3) 研修参加確認書（第9号様式。研修生に限る。）

(支援金の返還等)

第12条 市長は、次の場合には、支援金の全部又は一部を返還させ、又は支援金の一部若しくは全部を交付しないものとする。

- (1) 研修実施計画に即した研修が行われていないと認められる場合
- (2) 研修生の都合により事業を中止した場合（天災その他やむを得ない事情により事業の継続が不可能となった場合又は研修生の責めに帰すべき事由による場合を除く。）
- (3) 虚偽の報告等の不正が認められた場合

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第3条関係）

交付対象者	交付の要件	支援金額
先進生産者	研修生に対し、朝比奈玉露の栽培・生産技術を伝授すること。	1時間当たり500円とし、1か月当たり50,000円を上限とする。

研修生	50歳以下の個人で、朝比奈玉露の栽培・生産技術を承継することに強い意志を有し、先進生産者のもとで研修を受けること。	1時間当たり1,250円とし、1か月当たり125,000円を上限とする。
-----	---	--------------------------------------